━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━

◆◇顧問先の皆様へ配信しております◇◆

【発行】

○○会計事務所

◆◆◇━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━

◆◇

○○会計事務所　メールマガジン　3月号

労働時間が短くなることで輸送能力が不足

どう解決⁉物流の2024年問題

┗━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━◆◇┛

平素は格別のお引き立てに預かり、誠にありがとうございます。

○○会計事務所では、顧問先の皆様に

定期的にメールマガジンを配信し、最新の情報提供をおこないます。

今回のテーマは、

「労働時間が短くなることで輸送能力が不足

どう解決⁉物流の2024年問題」です。

▼動画案内はこちら

視聴はこちら

<https://vimeo.com/916745577/c96f13cd3d?share=copy>

このメールは2～3分程度で読み終わりますので、

ぜひご覧ください。

■　はじめに　━━━━━・・・・・‥‥‥………

2024年4月からドライバーの働き方改革関連法施行により

時間外労働の上限（休日を除く年960時間）規制等が適用されます。

この規制は、「2024年問題」と称され、とりわけ他の業態よりも

労働時間が長いとされるトラック事業については、労働時間が制限されることで、

1. 1日に運ぶことができる荷物の量を削減
2. トラック事業者の売上げ・利益の減少
3. ドライバーの収入の減少
4. 収入の減少による担い手不足

などが懸念されているところです。

＜詳しくはこちら＞

（事務所ホームページのURLを記載しましょう）

■　働き方改革関連法の改正による変更点　━━━━━・・・・・‥‥‥………

* 拘束時間の制限
* 休息期間の確保
* 連続運転時間に関する規制
* 時間外労働と休日労働に関する制限
* 割増賃金の引き上げ

■　自動車運転の業務における時間外労働の上限規制　━━━━━・・・・・‥‥‥………

＜令和6年4月より＞

* 時間外労働の上限（労働基準法）：年960時間
* 拘束時間（労働時間＋休憩時間）（改善基準告示）

【１日あたり】

・ 原則13時間以内、最大15時間以内。

・ 宿泊を伴う長距離運行は週２回まで16時間

※14時間超は１週間２回以内

【１ヶ月あたり】

原則、284時間、年3,300時間以内。ただし、

労使協定により、年3,400時間を超えない範囲

内で、310時間まで延長可。

■　労働時間規制等による物流への影響　━━━━━・・・・・‥‥‥………

＜物流・運送会社＞

* 運べる荷物量が減る
* 人件費アップで利益や売上が減少する
* 人材が確保できない

＜荷主＞

* 物流コストが増大する
* 輸送を断られる可能性がある

＜一般消費者＞

* 配送料が上がる
* 当日、翌日配達の宅配サービスが受けられない可能性がある
* 水産品、青果物など新鮮なものが手に入らなくなる可能性がある

■　2024年問題の対策で企業に必要な取り組み　━━━━━・・・・・‥‥‥………

運送事業者と荷主が協力し、取引環境と長時間労働を改善！

問題解決に向けて取り組みましょう！

＜物流・運送会社＞

* ドライバーの待遇や労働時間を改善する
* 荷主や一般消費者への理解を促す
* システムを導入してDX化を進める

＜荷主＞

* 標準的な運賃の支払い
* 運送以外に発生する料金の支払い

＜物流・運輸業&荷主が連携して行うべき3つの対策＞

1. 予約システムを導入し荷待ち時間、待機時間を削減する
2. 労働環境の改善としてパレット化による手荷役作業の削減や

DXによる業務効率化を図る

1. リードタイムの延長による長距離輸送は中1日を空け、

満載での効率的な輸送を行う

■　さいごに　　━━━━━・・・・・‥‥‥………

荷主と運送事業者の協力による、

『取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン』

ぜひ参考にしてみましょう！

▼ガイドラインはこちら

<https://jta.or.jp/wp-content/themes/jta_theme/pdf/guideline.pdf>

▼事例集はこちら

<https://jta.or.jp/wp-content/themes/jta_theme/pdf/guideline_jirei.pdf>

■　お問い合わせ　━━━━・・・・・‥‥‥………

【発行】

○○会計事務所

【ご意見・お問い合わせ】

電話：00-0000-0000

FAX：00-0000-0000

メール：info@

━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━

記事の複製・転載を禁じます